

【不動産取引・登記手続のオンライン化】

ペーパーレス・オンラインで完結する不動産登記手続の実現について

法務省民事局

# 不動産取引・登記手続のオンライン化

## 【不動産登記手続における提出書面の電子化に向けた取り組み】

・法人の会社法人等番号を提供することで、申請を受ける登記所が、当該法人の管轄登記所と異なる登記所である場合を含めて、その法人の登記事項証明書に加えて、申請書等に記名押印した者の印鑑証明書の添付を不要とする取組。

→令和元年度中に実現予定

・現在の不動産登記申請は完全オンラインによる申請が制度上も仕組上も可能。

→申請情報や添付情報に付す電子証明書の普及が隘路

### (参考1)

個人の場合は公的個人認証サービスを利用した電子署名により、法人の場合は商業登記規則に規定する商業登記電子証明書により、完全オンラインによる申請が可能

### (参考2)

電子証明書が求められる例

申請用総合ソフトにより作成した不動産登記申請情報等

## 【不動産登記手続における業務慣行】

・不動産登記申請時の登録免許税の計算の迅速・容易化のために不動産の固定資産評価証明書を取得する業務慣行がある。